



2026年9月30日

各 位

株式会社HODL1
代表取締役CEO 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 取締役CSO 田中 遼
電話番号 03-6427-7380 (代表)

JNグループによる保全異議の申立てに関するお知らせ

当社が申し立てた株式会社Zaifの株式譲渡禁止に係る仮処分決定について、2026年9月2日付けで株式会社JNグループより保全異議の申立てがなされ、2026年9月29日に書類を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本仮処分決定の概要

当社は、株式会社JNデジタルグループ（株式会社ネクスデジタルグループから商号変更。旧商号：株式会社ZEDホールディングス）に対する債権を有しております。同社が保有していた株式会社Zaifの全株式が株式会社JNグループ（代表取締役社長 石原直樹、旧商号：株式会社ネクスグループ）に譲渡されたことに関し、当社は、詐害行為取消請求権を行使するに先立ち、2025年9月4日、大阪地方裁判所岸和田支部に対して株式会社Zaifの株式譲渡禁止の仮処分（令和7年（ヨ）第40号）を申し立てました。同支部は2025年9月25日に本仮処分を決定し、当社は2025年10月14日付「株式会社Zaif株式譲渡の禁止に係る仮処分決定のお知らせ」を開示しております。

なお、当該開示においては、今後、保全異議の申立て等がなされる可能性がある旨を併せてお知らせしておりました。

2. 保全異議の申立ての概要

- (1) 当事者
債権者 株式会社HODL1（旧商号：株式会社クシム）
債務者 株式会社JNグループ
第三債務者 株式会社Zaif
- (2) 事件番号 大阪地方裁判所岸和田支部 令和8年（モ）第5036号
- (3) 申立日 2026年9月2日
- (4) 申立ての内容

本仮処分決定の取消し及び当社の仮処分命令の申立ての却下を求めるもの

3. 今後の見通し及び当社の対応方針

当社は、本仮処分決定は正当なものであると考えており、代理人弁護士と連携の上、保全異議手続において本仮処分決定の維持に向けて適切に対応してまいります。

また、当社は、2025年2月3日に生じた前経営陣による代物弁済に基づく子会社群の流出は無効であると認識しており、流出した財産に関する損害賠償請求権の行使及び詐害行為取消請求を含む必要な法的手続を引き続き検討・遂行してまいります。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上